

4. 「業態調書」の記入のしかた

(2) 「業態調書（測量・コンサル等）」の記入のしかた

- ア この書類は、「測量及び建設コンサルタント等業務」に業者登録申請をするかたが作成してください。
- イ 「測量及び建設コンサルタント等業務」の中で登録を希望する「登録項目（小項目）」について、「登録の希望」欄に「○」印を付けてください。
- ウ 「測量業務」に属する登録項目（小項目）に申請するかたは、**測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業者登録**を受けていなければなりません。
- エ 「土木関係建設コンサルタント業務」に属する登録項目（小項目）に申請するかたは、必ずしも申請時において**建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に基づく登録**を受けている必要はありません。
ただし、本市では、これらの登録項目（小項目）に係る業務を発注するときには、同規程に基づく登録を受けていることを入札等への参加要件とするため、それまでに同規程に基づく登録を受けていなければ入札等に参加することができません。
- オ 「建築関係建設コンサルタント業務」に属する登録項目（小項目）に申請するかたは、**建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく建築士事務所登録**を受けていなければなりません。
- カ 「地質調査業務」の「地質調査」に申請するかたは、**地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に基づく登録**を受けていなければなりません。
- キ 「補償コンサルタント業務」に属する登録項目（小項目）に申請するかたは、必ずしも申請時において**補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に基づく登録**を受けている必要はありません。
ただし、本市では、これらの登録項目（小項目）に係る業務を発注するときには、同規程に基づく登録を受けていることを入札等への参加要件とするため、それまでに同規程に基づく登録を受けていなければ入札等に参加することができません。
- ク 法令等に基づく許可や登録が義務づけられているものは、その許可や登録等を受けていなければ本市に対して業者登録申請を行うことができません。
上記ウ～キに示した登録のほか、法令等に基づく許可や登録を受けている場合は、その許可証・登録証や登録証明書等の写し（証明年月日が業者登録申請日以前の3か月以内のもの）を添付してください。